

気象警報発令時等における登校について

智辯学園奈良カレッジ中学部・高等部

◇香芝市に午前6時の段階で「暴風、大雪、暴風雪」の「特別警報」「警報」または「河川氾濫、大雨、土砂災害」の「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」「レベル3警報」のいずれかが発令されている場合

- ・午前6時までに警報が解除されたときは平常授業とする。
- ・午前6時の段階で警報が解除されていないときは、その日を家庭学習日とし、リモート授業を行う。リモート授業の時間割は別に案内する。
- ・午前6時の段階で香芝市に警報が発令されていなくても、周辺の多くの地域に警報が発令されている場合は、その日を家庭学習日とし、リモート授業を行う。その場合は、BLENDで連絡をする。

◇香芝市に警報が発令されていないが、居住地域に「特別警報」「危険警報」「警報」のいずれかが発令されている場合

- ・午前6時までに居住地域の警報が解除されていないときは、その日を家庭学習日とする。
- ・警報が解除されても居住地域や通学経路の状況から登校できないときは、学校にその旨をBLENDで連絡し、家庭学習とする。その判断は保護者に一任する。

◇その他の警報が発令されている場合

- ・平常通り授業を行うが、登校の可否は居住地域の状況に応じて保護者が判断する。
- ・登校を見合わせる場合は、必ず学校にその旨をBLENDで連絡し、家庭学習とする。

◇登校途中に警報の発令を確認した場合

- ・速やかに保護者と連絡をとり、安全な手段で帰宅した上でその日を家庭学習とする。

◇定期考査の期間中の対応について

- ・午前6時の段階で警報が解除されていないときは家庭学習とする。
- ・その日に実施する予定であった科目の試験は、考査の最終日の次の日に実施する。

◇その他

- ・「気象警報」の発令については、テレビなどの公共放送あるいは気象庁のホームページなどを用いて各自で確認する。
- ・大雨による崖崩れや増水などで通学に危険が予想される場合の登校の可否は、保護者が判断し、登校を見合わせる場合は必ず学校にその旨をBLENDで連絡する。
- ・香芝市に警報が発令されていないが、普段通学に利用している公共交通機関の運行が中止されていて登校できない場合は家庭学習とし、学校にその旨をBLENDで連絡する。
- ・登校後に警報が発令された場合は、安全を第一に考えて学校待機や下校などの判断を行う。その場合は、BLENDで連絡する。
- ・学校への問い合わせは、殺到すると緊急の連絡に支障が生じるので、基本的には、学校からのBLEND配信の内容を確認する。